

協会員に対する処分及び勧告について

2022年10月19日日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社

1. 事実関係

○ 顧客の非公開情報の漏えいが発生した事実

顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況のもと、当社の社債の引受業務所管部署は、当社顧客(累計 401 社)の非公開情報を掲載した提案書等(累計 499 件)を社債発行(予定)先(累計 195 社)に提供し、起債提案等を行っていた。

提案書等に掲載している非公開情報は、国内投資家については、「投資家名・社債の引受けの際の当社での取引金額・需要金額」、海外投資家については、「投資家名・需要金額」であり、投資家名については実名又は識別可能な示唆名称を記載していた。

なお、上記社債発行(予定) 先には親法人等2社(4件) も含まれており、加えて、グループ協働目的での親法人等2社(22件)への提案書等の配付も行われていた。

○ 顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況

社債の引受業務所管部署における情報管理に対する意識不足、また、内部管理部門等に おけるモニタリング態勢の脆弱さならびに管理体制の実効性が不十分であったことによ り、上記の顧客の非公開情報の漏えいを引き起こしている。

News Release



2. 法令等適用

上記の顧客の非公開情報の漏えいは、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条第2項に規定する「協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない」に該当するものと認められる。

また、顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況のもと、顧客情報を漏えいし 起債提案等を行っていたことは、定款第 28 条第1項第4号に規定する「取引の信義則に 反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分 譴責

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

- ① 顧客の非公開情報の管理体制の見直しなど再発防止策の確実な実施・定着を図ること。
- ② 社債の引受業務所管部署における法令等に対する理解・認識の希薄、法令等遵守 意識の欠如が認められたこと、また、内部管理部門における社債の引受業務所管部 署に対するけん制や指導が十分に果たされていたとはいえない状況等を踏まえ、経 営陣主導により全社的な法令等遵守意識の向上に加え、適切な内部管理態勢及び内 部監査態勢を構築し、その運営を確実なものとすること。
- ③ 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先:規律審査部(10.03-6665-6778)

協会員の概要

(2022. 10. 19)

〇 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

- ① 所在地 東京都千代田区大手町1丁目9番2号
- ② 代表者名 取締役社長(代表取締役) 小林 真
- ③ 資本金 405億円
- ④ 店舗数 67店舗
- ⑤ 役職員数 5,630名
- (注)資本金、店舗数及び役職員数は、2022年3月末現在。

定 款 (昭 48. 6. 7)

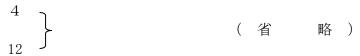
- 抜 粋 -

(会員の処分等)

第28条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、 当該会員に対し、処分を行うことができる。



3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。



- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第1項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除 名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額(損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。)が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第3項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。
- 6 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第4項ただし書の適用がある場合における5億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。
- 8 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、 当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第76条の3に規定する不服 審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができ る。
- 11 第1項、第2項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続 に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第29条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

定款の施行に関する規則(昭 48.7.2) - 抜 粋 -

(取引の信義則違反)

- 第14条 定款第23条及び第28条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、 次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会員の信用を失墜し又は本協会若し くは協会員に対する信義に反する行為をいう。
 - 1 本協会の業務若しくは他の協会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。
 - 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為 又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
 - 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則 (平 22. 6. 28) - 抜 粋 -

(処分の公表)

- 第15条 本協会は、定款第28条第1項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。
- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から5年間とする。